

川上直喜議員に対する懲罰特別委員会会議録

令和2年1月15日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:34

案 件

1 川上直喜議員に対する懲罰について

○委員長

ただいまから、川上直喜に対する懲罰特別委員会を開会いたします。

「川上直喜議員に対する懲罰について」を議題といたします。本委員会の運営方法等について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

本委員会の議事運営について、説明いたします。

まず、懲罰動議提出者である道祖議員より、説明を求めることを諮った後、可決されましたら、提出者から説明を受け、質疑を行っていただきます。

次に、懲罰事犯者である川上議員より、弁明の申し出がっておりますので、申し出を受けることを諮った後、可決されましたら、弁明を受け、質疑を行っていただきます。

次に、川上議員に懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、また懲罰を科すとなれば、地方自治法第135条に定めるいずれの懲罰を科すべきかについて、各委員からご意見を出していただきます。意見が出尽くしましたら、討論、採決を行っていただきます。

採決につきましては、まず、懲罰を科すかどうかについて、諮り、懲罰を科すということになれば、次に、懲罰の種類について、諮っていただくこととなります。懲罰の種類について、意見が分かれている場合は、懲罰の重いほうから、順に採決を行うこととなりますが、いずれの懲罰を科すかを決定するには、過半数の議決が必要となります。

以上のような、運営を行っていただいております。

次に、懲罰の種類について、説明いたします。

戒告とは、公開の議場において懲罰事犯者である者に対し、議長が戒告文を朗読することを行います。なお、文案は、懲罰特別委員会で起草し、本会議で議決したものを朗読することとなります。

陳謝とは、公開の議場において懲罰事犯者がその事犯について、陳謝文を朗読することを行います。なお、文案は、戒告文と同様に、懲罰特別委員会で起草し、本会議で議決したものを朗読することとなります。

出席停止とは、議会の会期中、一定期間議会の会議、委員会への出席を停止する処分のことを行います。なお、本市議会では会議規則第158条において、出席停止は、10日を超えることができないと規定されていますので、その範囲内となります。

除名とは、当該議員の身分(地位)を剥奪することを行います。除名は懲罰の中で最も重いものであるため、戒告、陳謝、出席停止などの懲罰が過半数議決であるのに対し、本会議において、議員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の者の同意が必要となる特別多数議決となっています。

以上で、説明を終わります。

○委員長

ただいま説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本委員会の運営方法等については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、動議の提出者であります、道祖議員から提案理由の説明を求めることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

道祖議員、提出者席へご移動をお願いいたします。道祖議員に発言を許します。

○道祖議員

皆様には大変ご迷惑をおかけいたします。12月議会において、日本共産党の川上直喜議員は、議会基本条例の議案質疑の際、私、道祖 満に対して、次のように発言されました。お手元のほうに議事録が配付されていると思いますが、一部読み上げさせていただきたいと思えます。道祖議員は、先ほど言ったような意味合いで、全体は現行通りを条文化したものだと言いながら、議員の重要な発言、過去におもしろくないこともあったのかもしれませんが、そうしたものを質問抑制させるときには、議長会の指導だとかいう。これはダブルスタンダードというんですよ。日本語で言うと、二枚舌というんですよ。以下、省略いたします。私は、この二枚舌との発言は、私を侮辱するものだとして、議長に地方自治法に基づき対応をお願いいたしました。引き続き、議長は、日本共産党の川上直喜議員に発言を許可され、日本共産党の川上直喜議員は、さらに次のような発言をされました。それは見解の相違と道祖さんが言うけれど、そういうもんですよ。私はこの条例の中にダブルスタンダードがあり、これは日本語で言えば二枚舌だという言い方をしたんですよ。以下省略させていただきます。私は、今回の議会基本条例の提案の質疑において、全体については現行の飯塚市議会の運営についてを条文化したものであると説明いたしましたし、質問と議案質疑についてのあり方は異なる、議案質疑の回数についての説明については、全国市議会議長会の標準市議会会議規則の指導に従って提案したと説明いたしました。なぜならば、飯塚市議会にも飯塚市議会会議規則が整備されていますが、この飯塚市議会会議規則は、全国市議会議長会の標準市議会会議規則に沿って整備されていると思うからであります。議会事務局に確認していただければおわかりになると思いますが、議会運営上、疑義がある場合は、全国市議会議長会に見解を求めることがあります。このとき全国市議会議長会では、標準市議会会議規則に沿って回答していただいているものだと私は理解しています。このことを、指導を受けていると私は受けとめております。日本共産党の川上直喜議員が、事実誤認をされているのか、見解の相違なのかわかりませんが、見解が異なるものに対して、侮辱することにより、その考え、意見を否定することはあってはならないと私は考えます。したがって、地方自治法第132条、普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならないと定められております。また、地方自治法第134条、普通地方公共団体の議会はこの法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決より懲罰を科することができることと定められております。

以上の考えに基づいて、今回、動議を提出させていただいておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

今道祖議員から説明を受けました。きょうの委員会の中では、当事者ですね、最終日の本会議の流れは皆さんご存じだと思いますけれど、川上氏がおっしゃったことは確かに適切な言葉ではないと私も思います。当事者であります、道祖議員が侮辱と受け取ったということでしょうが、パワハラとか、そういうのもそうですよね。言った本人はそのつもりじゃなくても受けた側がそう思えば、成立すると。今から審議をやっていくんですけれど、正月もあけたので、私からすれば、飯塚市議会が完璧に他方から見て信頼を失墜したとか、議会全体が何か信用をなくしたような案件ではなくて、個人的な道祖議員と川上議員の日ごろのやりとりの中での流れが背景にあったと思うんですよ。委員会で審議するのもやぶさかではないんだけど、正月もあけたところで取り下げる気はないかどうか、まず確認したいんですが。個人的に謝ればいいやおっしゃるのか。やはり、自治法、条例に従って粛々と進めていただきたいのか、その点の今の心境をちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○道祖議員

質問ですけれど、私はこの委員会、この場に立って、先ほど述べさせていただいたことは、既に12月議会で述べさせていただいていることと同じだと思っています。そのときに、議長の取り計らいで、懲罰委員会を設置するということは、既に議決いただいております。全会一致で。そういう意味で、今ここで取り下げる意思とかそういうことは、私はありません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

道祖議員ありがとうございました。退席されて結構でございます。

次に、川上議員から弁明の申し出がっております。川上議員に弁明の機会を与えることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、川上議員に弁明の機会を与えることに決定いたしました。

川上議員、発言者席へどうぞ。川上議員に発言を許します。

○川上議員

昨年12月定例会最終日、私は、飯塚市議会基本条例案に関する議案質疑の中で、議長の許可を受けて、次のように発言しました。飯塚市議会基本条例案について、提出者の道祖 満議員に対する質疑の中で、これダブルスタンダードというんですよ。という発言に続けて、日本語で言うと、二枚舌ということなんですよ。と発言しました。これについて、道祖 満議員より、私に対する侮辱だと思えますという指摘を受けました。ダブルスタンダードには矛盾という意味がありますが、日本語の二枚舌にはそれに加えて、うそという意味もあります。確かに侮辱と受け取られかねない発言であり、発言のこの部分を撤回し、道祖議員に陳謝します。

地方自治法は、第132条で普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。第133条で、普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができると規定しています。道祖 満議員の提出議案について、私が、理念と目的において、大枠において同意できることを表明しながらも、道祖議員の答弁について、ダブルスタンダードであると指摘するに至ったのは、ある条項については、飯塚市議会の現行のルールをそのまま文章化したものと説明し、ある条項については、全国市議会議長会の指導を受けて変更したとの説明が繰り返されたからです。その内容については、既に議案に対する質疑と討論の中で述べていますので、繰り返しません、議会の基本を定める条例の制定にお

いて、このような二重基準は、あってはならないのではないかとただすのが、私の意図でした。とりわけ、議会の監視機能を強化するとしながら、議案質疑を3回までに制限することは、大きな矛盾だということを開の山の鉱業権と市有地の売却議案に対する一問一答方式による議案質疑の効果を例に紹介し、道祖議員に訴えたかったわけであります。

ここで私がみずから検討しなければならないのは、日本語で言うと、二枚舌ということなんですという発言をなぜしたのかということです。そもそも道祖議員と私は、3年前の副議長選挙にあたり、それぞれの会派と党派を代表して、議会の民主的運営を貫くこと。少数意見を尊重すること。そのために協力することで合意したことがあります。このスタンスは大枠において今も変わっていないと思うのであります。今回、道祖議員の答弁の論理の矛盾を指摘するのに、ダブルスタンダードという言葉に続けて、二枚舌という言葉を使ったことは不適切でした。しかし、この指摘が個人の人格に対するものではなく、論理に対するものであったこと。その意図は理解していただきたいのであります。この言葉を論戦の全体から切り離して取り上げ、規律に問い、懲罰を科すことは、議会における適切で自由な発言の保障には、なじまないのではないかと考えています。以上を申し上げて、私の発言とします。

○委員長

ただいまの弁明に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

川上議員にお尋ねします。今弁明の言葉を聞きました。今回の川上氏が道祖議員に発した不適切な言葉に対しては、二枚舌ということですね。に対しては深く反省はなさっていますか。

○川上議員

はい、そのとおりです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○秀村委員

川上議員が使われた言葉ですけども、確認ですけども、不適切だとは思われていますか。

○川上議員

はい、思っております。

○金子委員

川上議員が先ほど言われた二枚舌というのは、人格に対してではなく、論理について言ったことと捉えてよろしいでしょうか。

○川上議員

はい、そのとおりです。

○田中武春委員

確かに議会の中で、自由な論議をするのは、私も賛成です。ただ、自由だから何を言ってもいいということではないと思いますので、やはり受け入れる側が侮辱を受けた、不満に思ったということが、やはり議会のオープンな場ですから、その辺はやっぱり、しっかり、場をわかまえてやるべきだというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○川上議員

先ほどから二枚舌という表現について、不適切であったというふうに述べております。それは深く反省しているということなんですけれども、道祖議員とほかの議員との関係もそうですけれども、との関係では、先ほど紹介したような点で、議員間の自由な討議をするという点で信頼関係があったというふうに私は思っているわけです。それで、その信頼関係の基づいた、もちろん議会のルールに基づくわけなんですけれども、この中での論理に対する指摘をお互いにしてきた仲だろうと思うんです。そうした中で私が不適切にこの言葉を使ったことについて

は、それが論理に対するものであったとしても、矛盾と同時に、うそという言葉が、意味合いがあるわけですから、適切ではなかったと。それで、今田中議員から質問があったことなんですけれども、先ほど私は、自由な発言が議会で保障されるべきであるという趣旨のことを述べましたけども、同時に、自治法が指摘する、会議規則が指摘する規律に基づかなければならないというのは当然だと思い、先ほどの発言の中では、自由な討論、適切などという意味を込めて発言をしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

川上議員にお尋ねします。まず私の考えとしましては、ダブルスタンダードというのは、それぞれの事項について、こういう考えであり、またこっちの事項では、こういう考えであるというふうに思っておりますけども、川上議員はどのような考えで発言されたのか、お伺いします。

○川上議員

そのとおりだと思います。そこで、私は質問に答える意味合いにおいて、発言を続けたいと思うんですけども、議会の基本を定める条例の制定において、こういうような局面、局面において基準を変えていくということで、これは法律ですから、厳正に筋のおったものではなくてはならないということを訴えるのが意図だったということをつけ加えさせていただきたいと思います。

○奥山委員

次に、二枚舌というふうにおっしゃっておられますけれども、二枚舌はその事項についてではなくて、その個人に対して言う言葉だろうというふうに私は認識していますが、その点どのようにお考えですか。

○川上議員

ダブルスタンダードを日本語で訳せばという言い方をして、二枚舌と申し上げました。確かに、それは確認できることだろうと思うんです。ただ、私が不適切だと申し上げたのは、日本語で言えばそれに加えて、うそだという言葉が続いてくる。そういう意味合いがあるから、不適切であったと思うし、さらに、先ほどから言っております、議員間の信頼関係にもかかわらず、そのうそがという意味合いが、論理ではなくて、個人、人格に対する評価というふうを受け取られかねないものであったということで、本会議でも、撤回を申し出て陳謝もしております。

○奥山委員

ちょっと今触れられましたけども、議会の中で受けとられかねないものであり、撤回し、道祖議員に陳謝しますというご発言をされておりますけども、どこを捕らえて受け取られかねないというふうに判断されたか、お伺いします。

○川上議員

それは日本語で言えばというふうに言いましたけれども、その矛盾というほかにうそというニュアンスが、意味合いが入ってくるというところです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。川上議員、退席されて結構でございます。

次に、川上議員に懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、また懲罰を科すすれば、地方自治法第135条に定めるいずれの懲罰を科すべきかについて、皆様のご意見を賜りたいと

存じます。ご意見はありませんか。

○小幡委員

事務局に、まず尋ねます。最終日の流れは皆さんご存じだと思うんだけど、川上さんが不適切な発言をしましたね。ダブルスタンダード、二枚舌と。それで、道祖さんが、侮辱されたというのが始まりなんですよね。そこで、議長、議運というか、議会の進め方でちょっと確認のために、勉強のために教えていただきたいんだけど、あそこで議長が、川上さんに対して意見を求めたじゃないですか。時系列に話せば道祖議員が私は今侮辱されたと。ですから、ちょっとそれに対して議事録を確認しながら、条例にのっとって、処罰を科してくれないかというような意向を議長に伝えた。暫時休憩しましたよね。暫時休憩したあとに、川上さんの意見としては、確かに不適切だったと。二枚舌には、先ほど説明があったようないという表現もあるので、それは不適切で撤回したいと言ったじゃないですか。文章の撤回、謝罪をしながら、その撤回を求められたんですよ。それに対して議長は、ちゃんと謝罪と撤回を求められているけれど、それを諮らないまま、道祖議員はどのような意見をお持ちですかということを議会に聞かずに、道祖議員に直接聞いた。道祖議員は、いやいや132条、135条等において、判断してもらえないかというような流れでしたよね。議事録の中にもありますけれど。そこで私が聞きたいのは、議事進行において、私が悪いことを言ったと。それに対して謝罪をして、その文章を撤回、削除してもらえないかという要望を出したんですよ。それを、諮ってくださいという川上さんが、議長にお願いしたんだけど、諮らなかつた。それは、通常諮るのかね、削除を求めているんで。そういう場合は、道祖さんに意見を聞くのではなくて、今川上議員からこのように謝罪と文章の発言の撤回を求められているということを諮ってくれということである以上は、議会全体に対してどうしますかということ諮るべきではなかつたのかと私は個人的には思うんだけど、議事進行においてどういような考えを事務局として持っているのか。できたら教えていただきたいのですけれど。

○議会事務局長

ただいま小幡委員が言われます、議長の議事運営でございますけれども、これはあくまでも議長の議事整理権に基づき、そのような議事運営をされたものというふうに理解しております。

○小幡委員

もう結果的になったので、委員みんなの勉強の一つとして、上野議長の采配がどうのこうの言っているのではなくて、流れとしては、川上議員は先ほど言ったように謝罪して撤回を求めたので、それを諮る必要は、一方、あってもいいんでしょう。そこのところをちょっと確認したいんです。

○議会事務局長

ただいまおっしゃいますように諮るといふ運営もあるかと考えます。

○小幡委員

どちらが正しいではなくて、諮ってもよかったんですよ。ことの発端は、そこで議員に諮らず、道祖さん個人に聞いたものですから、道祖さんが動議を出すというようなスタイルになっていった。もう一点聞きたいのが、これは勉強のために、なかなか懲罰委員会なんかは、滅多にないので、動議を出すということで、8分の1ですから、4人以上の賛同議員がそろった。イコール動議は成立しますよね、自動的に。条例上、動議は成立したら、委員会の付託を省略できないから委員会はでき上がりますよね。要は訴えました。受理しました。裁判が行われるというような流れになるんだけど、こういう懲罰動議でない一般的な動議、あの日も川上さん、もしくは江口議員たちが動議を出しましたね。議場で資料を配付したいという動議を出した。一応4人以上賛同者がいて、動議は成立したんだけど、これも議会の流れね。議事運営において、動議は成立しました。懲罰委員会も動議は成立しました。でも、片方は、資料配付

の動議は成立したけど、議会では、その動議に対して皆さんどうしますかということを経たんだよね。いや、もう配る必要はないと。多数決の結果、動議は不成立になった。この懲罰委員会は、動議は成立しました。4名以上の賛成者がいます。この状態で、委員会付託は省略できない。それはわかりますが、あそこで動議は、道祖議員から動議が出ていますと、こういった理由でと。これは語る必要はないと理解しているけれど、それは間違いのないよね。正確に答えてください。

○議会事務局長

懲罰の動議につきましては、ただいまおっしゃいますように8分の1以上の賛成者が必要だということで、8分の1以上、4名の賛成者がございましたので、その時点で動議は成立しているということでございます。

○小幡委員

ということですよ。こういった懲罰動議は自動的に成立するということですね、語るは必要ない。これは、きょうの議題からちょっと外れるけど、ちょっと聞いてくださいね。動議を出した、懲罰の動議は自動的に委員会が設置されるという流れが条例ではそうなっているけれど、一方、これを悪意を持って、個人的にやろうとすることもできますよね。変な話、会派、友達、仲のいい議員4人で、例えば鯉川議員がちょっと言ったことに対して、動議を出そうと。それでも諮らないということであれば、自動的に動議は成立しますよね。委員会としては。そういう流れになる、要は悪意を持ってやれると、それは間違いではないよね。その点どう考えますか。

○委員長

小幡委員、川上議員に懲罰を科すかどうかの意見ですから、今ちょっと関係ないですけども、言われましたが、そこら辺でとどめていただいていいですか。答弁だけで。

○議会事務局長

あくまでも、こういった趣旨であるかどうかは別として、提出の要件として満たされていれば、動議は成立するというところでございます。

○小幡委員

ちょっと委員長から指摘を受けましたけども、言いたいのは、そういうことが可能だということで、将来的には、議会の基本条例をつくるのもやぶさかではないんだけど、条例の改定もやっぱり考えていく必要があるということをもまずは申し述べておきたいと思います。

○委員長

ほかに意見はありませんか。この場である程度皆さん方のご意見をいただきたいと思いますので、どうかお願いいたします。

○秀村委員

一応、川上議員も認められております。反省もしておられますので、公の場でああいうことを言われたのですから、正式に公の場で謝罪されるのがいいのかなと私は思います。

○委員長

ほかにご意見はありませんか。

○奥山委員

先ほど川上議員に質問しましたがけれども、川上議員は受け取られかねないものであるということで、受け取らなければ、あの発言はそのままスルーしたんだなというふうに思いました。どこをどう思ったんですかという、うそという言葉が出てきますと、それも発言されておりますけども、その言葉があるので、撤回して陳謝しますという言葉なんですけども、正式にスタンダードは人格をどうのこうのはないと思うんですけども、二枚舌という言葉については、その方に言うわけであって、議案に言うものでなくて、その方に対して、あなたは二枚舌

ですよ。その言葉にプラスうそという言葉もあるんですよという言葉でありますので、正式な謝罪ということはされていない。受け取られかねないから言いますということであったので、まだまだ弱いのではないかなというふうに感じております。

○鯉川委員

事務局にちょっと確認したいんですけども、今この懲罰委員会で、結局懲罰をまず科すか、科さないかの賛否をとられると思うんですよ。科す方と科さないという方がおられて、科さないという方が少数で科すとなったとき、次は、どの懲罰を、4つの中で決めていくわけですけども、科さないと言われた方が仮に2名いらっしゃったと。科さないと言われた方々は、4つの懲罰のなかでどれかを選ばなくてはいけないのか、それとも自分は科さないと言ったんだから、どれにも手を挙げないでいいのか、そこら辺がちょっとわからないもので、もしよければ教えてください。

○議会事務局長

仮に、科すべきということで、次に、いずれの懲罰を科すかという採決を行うときに、委員長が諮られますので、その時点で反対の意思を表明していただければと思います。手を挙げなくて、反対という意思表示をしていただければと思います。

○委員長

よろしいですか。ほかにご意見がありましたらお願いいたします。

○金子委員

私は、川上議員は謝れているし、いけないことは確かにいけないと思います。先ほど小幡委員が言われたように、いけないことは、やった側ではなくやられた側が判断するものなので、確かに不適切な発言で道祖議員が、侮辱された、いやな思いをされたことは間違いないし、それに対して、反省されることは大変当たり前のことだと思います。しかし、小幡委員が言われたように発言を撤回させていただきたい。また、大変申しわけありませんでしたというふうに一回言われているので、今回は懲罰なしでもいいのではないかなと私は考えております。

○委員長

ほかにご意見はありますか。

○田中武春委員

川上議員は一応、謝罪という形で言うておりますけども、受けた本人は、やっぱりうそつきだというふうに、ものすごくプライドを傷つけられたというふうに思っていますし、地方自治法、条例にのっとって、133条ですけれども、川上議員も言われましたように、侮辱を受けた場合は、これを議会に訴えて処分を求めることができるという条文の中で、ルールにのっとってやっていますので、これはやはり本人の意思も含めて、何かの懲罰を私は科すべきだというふうに思っております。

○委員長

ほかにご意見はありますか。

○小幡委員

意見だから、私は、先に答えを言うと、もう懲罰に値しないと思っています。なぜ川上さんが言ったのか、言ったことは悪いよ。なぜ言ったのかというと、日ごろの道祖議員と川上議員のやりとりはもう皆さんご存じだと思うんですね。川上さんの一般質問のときに、道祖議員の非とするところは、意外とちゃちゃを入れたり、不適切発言を交えながら、川上さんを攻撃する態度は確かにありますよ。最終日の本会議の中でも川上さんの発言中に、うしろから道祖さんがいろいろと言っていました。これは、みなさん現に知っていると思うんですけど、そういう過去の流れがずっとある中で、なぜ川上さんがダブルスタンダードと言ったのか。ちょっと話を変えますが、ダブルスタンダードは英語だから余りみなさんぴんとこないけど、二枚舌とい

うのは日本語ですからね。さっき言ったように、矛盾したことを言うことを二枚舌と、うそも確かに含まれるんだけど、川上さんが指摘するダブルスタンダードと二枚舌の整合性がとれていないではないかという意味合いの中では、彼が言ったのは、この案とする条例が刈谷市の100%丸写しではなかったではないですか。丸写しだったんですよ。その中の一部が、10条の2項等が変わっているんで、川上さんは、本会議の第10号だったかな、議案としては、この条例のやりとりがある前から、なぜ道祖議員が、今回条例案を出すのかというような話のときに共産党の発言を疎外するためだというのが、ちまたで——意見だからいいじゃない。そういう意見が、私はもう素直に言っている、あったんだよ。それで、川上さんは自分を阻害されるという意識の中で、臨んだので、条文は刈谷市の丸写しをしながら、一部だけ変えているではないかというあたまであったので、それは、みんなで審議していない。揉んでいないのにダブルスタンダードになるよという意思で、言われた側にもある程度責任はあるんだよ。と私は思うんですね。そういう中で、言葉だけとれば、二枚舌は確かに侮辱する言葉ですよ。正月の前後にいろんな人に聞いたけれど、そんなので委員会を開いて、わざわざ懲罰をするのという人が大半でした。一般市民は、本会議場で川上さんは2回謝罪していますよ。文章の撤回、言論の府とって、どんどん言ってもいいけれど、間違ったことを言ったら素直にそこは削除してください。申しわけなかったということを2回言っているし、きょうも謝罪されましたしね。最終的に、懲罰を科するとしても、戒告もしくは陳謝でしょう。陳謝は何回もさせて、またこの上させるのかというのは、私はできたらもう道祖議員と川上議員が、しっかりと今後の活動においても、2人が仲直りという表現はおかしいんだけど、川上さんは謝罪も道祖さんにしたいということをしていましたので、個人的にちゃんと部屋に行って謝罪するという意思もありますので、議事録に残るような、歴史上に残るようなところまで持っていかなくていいんじゃないかと思います。できたら、今言ったような、我々が、何というか、裁判官の役をして罪を決めるというような、これは本当に先ほど言いましたように、歴史上に残るので、そういうことをせずに、本来は委員長をもとにちゃんと謝罪しにいきなさいと言わせて、道祖さんと今後の活動のためにも、仲よくやっていってもらったほうが私はいいと思うんですよ。ここで懲罰を科せられて、読みたくないような文面を読ませられて、今後の議会活動に支障を、個人的にも支障を来すようなことを我々が進めていくべきではないと思うので、できたらちょっと穏便に、ここは済ませていただきたいと私はほかの皆さん、同僚議員ですからね。そのところを理解していただきたいと私は思っております。

○委員長

ほかにご意見はないでしょうか。出されてない方がいましたらお願いします。

○光根委員

議会の中で不適切な発言がされた、川上さんと道祖さんの信頼関係の中であっても、やっぱり、道祖議員が侮辱されたと受け取れたならば、やっぱりしっかりとそういう形で正式に謝罪なりすべきでないかということは思います。

○瀬戸委員

まず、川上さんが議会で言われたやつが、発言を撤回させていただきたいと思います。取り計らいをお願いしますという発言をされているので、さっき議長の進行について言われていたんですけど、物事がうまく運ぶように考えて処理するという意味なので、取り計らう。今回の流れ的にはまずくはなかったのかなとは、1点思うところがあります。今回のことについては、やっぱり生放送で、中継しているわけであって、そこでやっぱり道祖さんも言われているのですから、本人としては、不特定多数の前でそうやって言われているので、何かしらのそういった最初に秀村委員が言われたようにちゃんと公の場で、謝罪なりしていただく方がやっぱりさっきも言ったように、道祖さんは生放送で言われているので、それの方が適切なんじ

やないかなというふうに思います。

○委員長

ほかにはありませんか。

○小幡委員

ちょっとつけ加えなんだけれど、動議が成立しましたよね。私の考えだから、聞いてください。動議の賛同者も同じ会派、道祖さんよりになるよね、どうしても。友好会派の道祖さんよりの人たちがやはり賛同する。これは自然ですよ。ただ、署名した人たちの話も、最近共産党がのぼせあがっとうろがと。余りにもルールを違反し過ぎだ——いやいや意見。だから、この際、ぎゃんといわせないかとかいう、発想から生まれた動議の賛同者もおられるわけです。ですから先ほど言ったように、懲罰を科すのは構わないけど、やっぱり歴史に残るようなのは、なるべくやめるべきだと私は再度申し上げます。

○委員長

ほかにはありませんか。

(な し)

ほかには意見がないようでございますので、暫時休憩いたします。

休憩 10 : 47

再開 11 : 29

委員会を再開いたします。ほかには意見はありますか。

(な し)

意見を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。まず最初に、川上議員に懲罰事犯として、懲罰を科すべきものと決定することについて、採決いたします。川上議員に対し懲罰を科すことに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙 手)

賛成多数。よって、川上議員に対し懲罰を科すことに決定いたしました。

次に、川上議員に対する懲罰の種類について採決いたします。お諮りいたします。川上議員に対し陳謝の懲罰を科すことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙 手)

賛成多数。よって、川上議員に対し陳謝の懲罰を科すべきものと決定をいたしました。

次に、陳謝文についてであります。正副委員長のほうで文案を作成いたしておりますので、事務局より配付し、朗読をさせます。

(配 付)

○議会事務局次長

陳謝文案、私は、去る12月19日の本会議における、「議員提出議案第10号 飯塚市議会基本条例」の質疑中、無礼な言辞を用い侮辱しましたことにより、議会の秩序を乱し、皆様方に不快な思いをさせたことを、まことに申しわけなく思っており、おわび申し上げます。

議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責に顧みて、深く反省するものであります。

今後、このようなことが二度とないように、地方自治法、会議規則等を遵守することを皆様にお誓い申し上げ、飯塚市議会の一員として、誠意を披瀝して衷心より陳謝いたします。

○委員長

文案について、ご意見のある方は発言願います。

○小幡委員

2行目に、無礼な言辞を用いはいいんですけれど、無礼な言辞を用い侮辱しましたことにより、議会の秩序を乱したんでしょう。だれに対して侮辱したというのは必要ないんですかね。もしくは、この侮辱したをはずすか、侮辱したのは道祖さんに対してだから、名指しでちゃんと書くべきなのか、その点どのように判断されていますか。

○議会事務局次長

基本的にはお相手の名前とか、その発言についての言葉については、文面に入れないような形をとっております。

○小幡委員

そういうことであれば、無礼な言辞を用い議会の秩序を乱したでいいんじゃないの。侮辱したというのは個人に対してだから、個人の名前を出さないとすれば、議会全体を侮辱したという表現になるんですか。どういう意味合いの考えでこの文案ができていいのか、教えてください。

○議会事務局長

無礼な言辞を用い侮辱しましたというこの言葉につきましては、侮辱を受けられたとする議員に対してでありまして、以下は、そのことにより、議会の秩序を結果として乱したというようなことでの表現でございます。

○委員長

ほかにありませんか。

(な し)

ないようでございますので、採決いたします。

お諮りいたします。陳謝文案につきましては、本案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、これに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、そのように決定いたしました。

これをもちまして、川上直喜議員に対する懲罰特別委員会を閉会いたします。

大変、長らくお疲れさまでした。